

(退職された方について残りの税額を一括して徴収される場合)

※1月1日から4月30日までに退職される場合で、新年度の町県民税は新しい勤務先で特別徴収を行うとき。

給与支払報告書にかかると別徴収にかかる給与所得者異動届出書

1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出がなくても必ず一括徴収してください。

(あて先) 筑前町長 令和 年 月 日 提出者	給与(特別徴収義務者) 支取 者	名称(氏名) 筑前建設(株)	所在地(住所) 朝倉郡筑前町篠隈373番地	代表者の職氏名印 筑前 太郎 (印)	個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	所属 筑前町からの関係方	総務課 給与係	特別徴収義務者指定番号 0123456789
		氏名 筑前 花子				電話 (市外局番 0946) 42 - 1234	特別徴収義務者指定番号	
給与者 (フリガナ) アサクラ ジロウ 氏名 朝倉 次郎 (旧姓) 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 1月1日現在の住所 朝倉郡筑前町新町421番地5 給与の支払いを受けなくなった後の住所 電話番号() - 番	特別徴収税額(年税額) (ア) 円 50,000	徴収済額 6月分から2月分まで (イ) 円 37,700	未徴収税額(ア)-(イ) 3月分まで5月分まで (ウ) 円 12,300	異年月日 元 年 2 月 28 日	異動事由 ① 退職 2. 死亡 3. 休職 4. 転職 5. 転職 6. 長期欠勤 7. その他	異動後の未徴収税額の徴収 * 特別徴収継続 * 一括徴収 * 普通徴収(本人納付)	異動の事由が『退職』の場合 年1月1日から退職時までの給与支払額 286,525 円 控除社会保険料額 14,645 円	

★転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は、次の欄にご記入ください。

新しい勤務先	名称 (株)筑前設計コンサルタント	電話番号 (市外局番 0946) 42 - 5678	特別徴収義務者指定番号 0987654321
	所在地 (〒 838 - 0214) 朝倉郡筑前町東小田1234番地56	月割額 _____ 円を 新年度 月分から徴収するように連絡済です。	
退職手当の支払額(支払予定額) 2,000,000 円			勤続年数 10 年 1 月

★退職等による残税額の「一括徴収」について、次の欄にご記入ください。

※筑前町記入欄

一括徴収の理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため。 (月 日申出) 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定 徴収予定月日 2 . 28	徴収予定額 12,300 円	合計額 [上記(ウ)と同額] 12,300 円	一括徴収した税額は 2 月分 (3 月 10 日 納期限) 分)で納入します。	処理日: 年度 事業所分 納付書 要・不要 普通分 納付書 口振 年度 事業所分 納付書 要・不要 普通分 納付書 口振 備考
	給与所得者印 (朝倉)	該当するものに○を付してください。 1. 1月1日から5月31日までの間で、残税額(上記(ウ)の税額)を上回る給与・退職手当の支払いがないため。 2. その他 理由 ()			

【記入例2】の内容に加えて、新年度の町県民税を特別徴収する事業所の内容を右欄に記入してください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号がわかる場合は記入してください。